

愛自学労名古屋自動車学校分会 会社は19年以降を主張

組合は19年までの事実をも認めた1審判決を主張

(愛知地連)

2012年10月22日 愛自学労名古屋自動車学校分会 不当労働行為裁判控訴審第6
回弁論(第4回和解協議)

10月22日、名古屋高裁で第6回目、第4回和解協議が行われました。
高木輝雄弁護士から「会社の主張では労使のトラブルになったのは会社・労働組合の双方に誤解があったとし、誤解があったことを確認して、今後このような紛議を再発させないことを約束する」という内容が会社の条件で、組合や青山さんへの解決金として100万円が、これまで出していた条件でした。会社案に対し、労働側が出したのは「会社側が1審名古屋地方裁判所の判決が認めた不当労働行為、不法行為があったことを会社が認め、今後行わないことを約束することを明記することを条件として、解決金は300万円としていましたが、前回、裁判所からの和解案が出され、検討することで、今日の和解協議となりました。



それを踏まえた上で、今日、会社が出した条件は「1審判決が認定した平成19年以降の事実について認め、今後そういう行為を行わないという形にしてほしい」として、金額は150万円が上限とするというものでした。それに対して、こちらは1審の地方裁判所の判決を会社が認める事が前提であり、その為には1審判決が認めた会社の不当労働行為、不法行為に当たる事実を会社が認め、それを明記することは譲れないとしました。

1審判決は平成19年に至るまでの事実を認めた上で、今回の不当労働行為の判決が出ています。従ってその事実を区切ることは、平成18年までは認めないと受け取れるので、平成19年以降とか時期を区切るのは好ましくないと裁判官に伝えました。

裁判官は「この裁判の対象となった事実を会社は認める」とする明記ではどうかと提案がなされ、組合は前向きに考えますと返事をしました。尚、金額については今回の提案を会社が受け入れることで前提として、裁判所の提示額を「受け入れます」と返事をしました。最終的に会社は、会長の判断がなければ受け入れられないということで、次回は和解を成立させるために11月6日13時10分に和解協議が開かれます。